

東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会 議事概要（定例）

開催日及び場所	令和8年2月13日（金） 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N1	
委員	公認会計士 竹内啓博（部会長） 公認会計士 片桐春美 日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授 平田京子 弁護士 本田敦子 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加	
対象期間	令和7年1月1日～令和7年3月31日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	0件	
指名競争	2件	
随意契約	2件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p><b>&lt;議案1&gt;（高落札案件・一者入札事案）</b>  <b>都営住宅4H-130・131・132・133東(北区桐ケ丘二丁目GN06街区)整備工事</b>  <b>[希望制指名競争入札]</b></p>	
	<p>Q 本件整備工事の規模はどういう位置づけにあるか教えていただきたい。この規模がデフォルトの規模の工事なのか。また、希望事業者が少なかった理由をどのように分析しているか。</p>	<p>A 本件工事面積は3万平米近くあり、住宅政策本部で発注する整備工事の中でも特に広く、金額も大きい。 都営住宅の整備工事のように、面積の割に工種が多い工事は、職人の手配が大変であり、業者から敬遠されやすいと考えている。</p>
	<p>Q 工種が多岐にわたるとのことだが、この工事案件について、工種等でもう少し細かく分解することは可能なのか。</p>	<p>A 公共工事の場合、分離分割発注が原則であるが、本件の場合、これ以上細分化すると逆に不調が起きかねないので、この規模で発注するのが一番事業者にとっていただきやすいと判断をした。</p>
<p>Q 本件工事は、面積も広く工種も多岐に渡るということで、ゼネコン等の大企業が希望しそうなイメージを持っているが、今回参加した事業者はそういった事業者ではないようである。この理由について、何か分析しているか。</p>	<p>A 本件は一般土木工事で約2億9,000万円の案件であり、東京都ではB等級の価格帯（1.6億円以上3.5億円未満）にあたり、中小企業が多い。 なお、今、建設業界では全体的に価格帯が上がっており、この5年で工事価格は1.5倍になっている。実際、今年度、50億円程度の規模の工事を発注したが、大企業は希望せず、中堅の事業者がやっと興味を示すような状況である。それについては対策を考える必要があると思っている。</p>	

	<p>Q 工事費の上昇と人手不足という状況の中で、価格の面の見直しや、事業者を受注してもらおうための方策について、補足をしていただきたい。</p>	<p>A コストの見直しについて、工事の発注に当たり、国が作成する最新の設計労務単価や資材価格に沿って積算をしている。また、残工事については物価高騰分をスライド価格として受注者に支払っており、一つの工事で複数回スライドを行う場合もある。</p> <p>事業者に公共事業を受注してもらおうための方策について、限られた技術者の予定が空いたら次の工事をすぐ取れるよう、月単位の工事の発注予定を小まめに公表している。さらに、個別の案件で、例えば不調が起こったときにヒアリングを行い、次の発注につなげている。</p>
	<p>意見：本件について入札及び契約手続は適正に行われている。なお、経済状況や事業者の受注状況等に応じ、適切な分割を行うなど、案件ごとに臨機応変に判断していく必要がある。</p>	
	<p><b>&lt;議案2&gt; (高落札率・一者入札事案) 潮風公園南地区護岸改修工事(その2)</b>  <b>[希望制指名競争入札]</b></p> <p>Q 希望者がもともと14者だったが、指名を11者に絞り、結果として応札者は1者となっているが、この11者に絞るプロセスはどのようなものか。</p> <p>Q この工事には、施行が困難な部分や難しい部分がある工事なのか。それとも標準的なものなのか。何か工事に特徴がある場合、補足で説明いただきたい。</p>	<p>A 14者から希望があったが、優先指名権を持つ者を除き、本店が他県にある3者を除いた11者を指名した。なお、優先指名権というのは、過去に優良な工事をし、一定の点数以上を取った者を優先的に指名するというもの。</p> <p>A 工事内容としては、護岸のために鋼矢板を打っていくというものだが、東京ガスの高圧のパイプラインが埋設されており、パイプラインへの影響を避けながら工事を行うという点で、通常の工事と比べて少し難易度が高い。ただし、適切に施工管理さえすれば、それほど難しいものではないと考えている。</p>

	<p>Q 辞退理由として、多くの会社が配置予定技術者の配置が困難になったことを挙げているが、どのような技術者の配置が難しいのか。</p>	<p>A ここでいう技術者は、資格が必要な主任技術者、監理技術者である。こうした資格者は、1工事に1名の配置が求められており、受注者は民間工事も含めた複数の工事の中から技術者を充てていく。こうした中で、事業者の中の工事の優先順位の関係で、当該案件について技術者の配置が困難になったと考えている。</p>
	<p>意見：特に意見なし。</p>	
	<p>&lt;議案3&gt; (一者入札・長期継続受注事案) 東部汚泥処理プラント監視制御設備改良・補修工事[特命随意契約]</p>	
	<p>Q 汚泥処理プラントの監視制御設備の改良は約2億3千万円の規模の案件だが、具体的には、設備工事というよりも制御のコンピュータのプログラミング等を改良するシステム改良が主であるのか。</p>	<p>A 下水処理で発生した汚泥を処理するために汚泥処理プラントでは様々な機械設備が動いている。この機械設備を全体として工場のように動かすためのコンピュータに相当する部分が監視制御設備である。 今回の工事の内容としては、その監視制御設備のソフトウェア部分の改良と、監視制御を構成する機器のハード部分の交換がある。</p>
	<p>Q 過去は少し安かったようだが、毎年およそ2億円前後の金額が定常的な費用としてかかるのか。</p>	<p>A 工事の内容は、監視制御設備の古くなったものを計画的に交換する部分と、汚泥処理プラント内の様々な機械設備の更新や増設といった関連工事に合わせて、監視制御設備の改造や増設をする部分がある。計画的に行っている部分は概ね一定した金額であり、関連工事による部分の工事のボリュームが増えているため、近年は金額が増えている。</p>
	<p>Q 大型の設備投資の場合、その設備の耐用年数に渡ってどのような整備、運用をしていくのかという長期計画があるかと思うが、具体的に長期計画でコストをどのような数字で見積っているのか。また、長期計画との乖離はどのような金額なのか。</p>	<p>A 令和3年度は計画的に行っている内容の5千万円程度で、関連工事はなかった。令和4年、5年、6年は、計画的に行っている部分はおおよそ8千万円程度で推移しており、全体金額の8千万円以外の部分が関連工事に伴う部分とご理解いただきたい。</p>

	<p>Q 見積金額は、いつ計画されて、どのような内訳として見積もられたのか。 また、その計画は、いつ、何年分を計画しているのか。令和7年度以降の状況というものの計画も確認したい。</p>	<p>A 計画としては、本件機械設備の設置時にメーカーから、耐用年数中の交換部品について説明をいただいております。また、保守点検の結果も踏まえ、交換が必要な時期を精査している。資料については後日お示しする。</p>
	<p>Q 当初設置するときは、導入する設備の価格だけで入札をしたのか。それ以降にかかる保守費については、判断の中には入っていないのか。</p>	<p>A 当初設置のときには、そのときに設置する設備の工事費だけで、将来分の補修費等は考慮されていない。</p>
	<p>意見：本件について入札及び契約手続は適正に行われている。なお、長期的なコストをどう勘案して調達するか、また、調達した後にそのコストをどう分析していくかといった課題がある。</p>	
	<p>&lt;議案4&gt; (高額・高落札・一者入札・同一事業者長期継続受注事案) 水運用情報通信設備等改造工事(6-7) [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 毎年8億円程度の高額な改造工事が行われているが、当初工事費は11億6,400万円程度である。元の工事費に対して改造の値段が高いようだが、どのような内容の更新が必要なのか。また、毎年のようにかなり高額な費用がかかる原因は何なのか。</p>	<p>A 水運用システムは、大規模なシステムであり、浄水場や給水所等で設備変更や計測項目の追加が行われるたびに、通信設定、ネットワーク機器、サーバ、データベース、表示端末等の改修が必要となるため、毎年一定規模の改造工事が発生している。</p>
	<p>Q システム自体は昭和に導入しているが、今後も改造を行い使い続けていくのか。</p>	<p>A システムが導入から約40年経過し、運用しながら改造していかなければならず、システム自体が肥大化している。 そのため、局としても再構築すべきか大規模改修を行うべきか有識者の意見も踏まえ検討を行い、大規模改修を進めている。</p>
	<p>Q その有識者との検討内容について、要点を絞って本会議体に開示していただくことは可能か。</p>	<p>A 簡単にまとめることは難しいが、知りたい部分についてフォーカスした報告であればできると考えている。</p>
	<p>Q 毎年高額な改造工事が発生しているが、価格の妥当性を非常に欠かないという検討はどのように行われているのか。</p>	<p>A 発注にあたり見積を取得しており、見積りに対してこれまでの契約実績や工事内容を踏まえた査定を行い、工事発注している。</p>

	意見：特に意見なし。	
委員会 における 検討 結果	議案1から議案4までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。	